

品川区里親制度運営要綱

制定 令和6年9月30日区長決定
要綱第332号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の4に規定する里親が家庭での養育に欠ける児童等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図る里親制度（以下「本制度」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(通則)

第2条 本制度の実施については、この要綱に定めるもののほか、法、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。）、品川区児童福祉法の施行に関する規則（昭和40年品川区規則第17号。以下「規則」という。）、里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号。以下「最低基準」という。）、里親制度運営要綱（平成14年9月5日付け雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）その他関係法令および関係通知等の定めるところによる。

(里親の種類)

第3条 本制度における里親とは、法に定める里親であって、その種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 養育家庭 保護者のない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を、養子縁組を目的とせず、一定期間養育する里親として、区長の認定を受け、養育家庭名簿に登録された者
- (2) 専門養育家庭 要保護児童のうち、一定の専門的ケアを必要とする児童を、養子縁組を目的とせず、一定期間養育する専門性を備えた里親として、区長の認定を受け、養育家庭名簿にその旨に登録された者
- (3) 親族里親 要保護児童の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）およびその配偶者である親族であり一定の要件を満たす要保護児童を養育する里親として、区長の認定を受けた者
- (4) 養子縁組里親 要保護児童を、養子縁組を目的として養育する里親として、区長の認定を受け、養子縁組里親名簿に登録された者

(実施体制等)

第4条 本制度の実施に当たっては、各実施機関は、相互に連携しながら、制度の円滑な運営に努めることとする。

(認定等)

第5条 里親になることを希望する者（以下「里親希望者」という。）は、品川区児童相談所長（以下「児童相談所長」という。）を経由して、区長に里親認定登録申請書（規則第14号様式の38。以下「申請書」という。）を提出させる。

- 2 児童相談所長は、前項の規定により里親希望者から申請書の提出を受けたときは、認定前に区が指定する研修を修了していることおよび里親の欠格事由に該当しないことを確認した上で、家庭調査を行い、その適否を明らかにする里親調査書（第1号様式。以下「里親調査書」という。）を作成し、当該申請書にこれを添付して区長に進達する。
- 3 区長は、前項規定による進達を受けたときは、その内容を審査し、品川区児童福祉審議会（品川区児童福祉審議会条例（令和6年品川区条例第33号）第1条に規定する品川区児童福祉審議会をいう。以下同じ。）の意見を聴いた上で、認定または認定しないことの決定を行い、里親の種類ごとに定める登録簿への登録（以下「登録」という。）をし、またはしないことの決定を行わなければならない。
- 4 区長は、前項に規定する認定または登録を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該里親希望者に通知しなければならない。
- 5 区長が里親を認定する基準については、別表に定める品川区里親認定基準によるものとする。

(認定の取消し)

第6条 区長は、里親が次の各号のいずれかの事由に該当するに至ったときは、当該里親の認定を取り消すものとする。この場合において、区長は、里親の認定を取り消すに当たり、必要に応じ、品川区児童福祉審議会に意見を求めることとする。

- (1) 里親から認定の取消しの申し出があったとき。
- (2) 児童の委託が解除されたとき（親族による養育家庭および親族里親に限る。）。
- (3) 里親が法第34条の20第1項第1号もしくは第2号に掲げる事由に該当するに至ったときまたは同項第3号に規定する著しく不適当な行為（不正な手段により認定を受けること、または区長にすべき必要な届出を拒絶し、もしくは虚偽の届出をすること等の行為をいう。）をしたとき。
- (4) 本人もしくはその同居人から第8条第1項第2号から第4号までに掲げる規定の該当の有無を確認するための同意が得られないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長にすべき届出をせず、または虚偽の届出をしたとき。

2 区長は、前項第1号または第2号に掲げる事由により里親の認定を取り消す場合は、里親認定取消通知書（第2号様式）により、当該里親に通知しなければならない。

3 区長は、第1項第3号に掲げる事由により里親の認定を取り消す場合は、当該認定に係る登録を消除するとともに、里親認定および登録消除通知書（第3号様式。以下「消除通知書」という。）により、当該里親に通知しなければならない。

（登録の更新）

第7条 登録の有効期間は、2年とする。

2 登録の更新の手続は、次のとおりとする。

(1) 区長は、里親継続の意思のある者に対して、登録の有効期間の満了の日までに、児童相談所長を経由して、里親認定・登録事項等に関する届（第4号様式）により、登録の更新の申し出をさせる。

(2) 登録の更新の申し出があった場合において、登録の有効期間の満了の日までに更新が行われなるときは、従前の登録は、登録の満了の日後も更新がされるまでの間は、なお効力を有する。

(3) 前号の場合において、登録の更新が行われたときは、その登録の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(4) 児童相談所長は、里親継続の意思がある者から登録の更新の申し出があった場合、区が指定した研修の修了を確認した上で、家庭調査を行い、里親調査書に意見を付して区長に進達する。

(5) 区長は、児童相談所長から前号の進達を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、更新の登録を行い、その旨を品川区児童福祉審議会に報告する。ただし、品川区里親認定基準に照らし、更新の登録が不相当であると認める者については、品川区児童福祉審議会の意見を聴いて、更新の登録の可否を決定する。

3 前2項の規定については、第3条第3号の親族里親には適用しない。

（区長への届出）

第8条 区長は、里親が次の各号のいずれかに掲げる事由に該当することとなったときには、当該各号に定める者に対して、30日以内に、その旨を児童相談所長を経由して、区長に届け出させなければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 禁固以上の刑に処せられたとき 本人

(3) 法または児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制および処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の規定により、罰金以上の刑に処せられたとき 本人

(4) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行ったことその他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をしたとき 本人

(5) 経済的に困窮していない者とする要件に該当しなくなった場合 本人

2 区長は、里親が次の各号のいずれかの事由に該当するときには、遅滞なく、その旨を児童相所長を経由して、里親認定・登録事項等に関する届（第4号様式）により、区長に届け出させなければならない。

(1) 登録事項について変更が生じたとき。

(2) 病気その他やむを得ない理由により、当該里親に委託された児童（以下「委託児童」という。）の養育を継続することが困難になったとき。

(3) 里親の認定または登録の取消しを希望するとき。

（登録の取消し）

第9条 区長は、里親が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、当該里親の登録を取り消さなければならない。

(1) 登録の取消しの申出を行ったとき。

(2) 前条第1項の規定による届出があったとき。

2 区長は、前項第1号または第2号の事由により里親の登録を取り消す場合は、里親登録取消通知書（第5号様式）により、当該里親に通知しなければならない。

3 区長は、里親が次のいずれかに該当するときは、当該里親の登録を取り消すことができる。

(1) 最低基準の規定に違反したときまたは学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する保護者に準じる、受託中の児童の就学を怠ったとき。

(2) 区長により求められた報告を怠ったときまたは虚偽の報告をしたとき。

(3) 登録の有効期間が満了したとき。

(4) 認定が取り消されたとき。

(5) 指定した研修を受講しないとき。

（里親への委託）

第10条 児童相談所長は、法第27条第1項第3号の措置をしようとするときは、施設長、児童またはその保護者等の意見を十分聴き、本制度の活用を図るよう努めるものとする。

2 児童相談所長は、委託中の里親が区外に転居した場合、当該児童の福祉を確保する上で望ましいと判断したときは、当該児童に限り、委託を継続することとする。

3 児童相談所長は、里親への委託措置が不適当と判断した児童について、一時保護を行う等により、児童の状況を十分に把握した上で、必要な措置をとるこ

ととする。

- 4 前3項に規定するもののほか、里親への委託措置については、別に里親委託措置指針で定める。

(自立支援計画)

第11条 児童相談所長は、委託に当たり、里親ならびにその養育する委託児童およびその保護者の意見を聴いて、委託児童ごとに自立支援計画（以下「自立支援計画」という。）を作成する。

- 2 自立支援計画の作成は、養育家庭自立支援計画（第6号様式）による。
- 3 児童相談所長は、自立支援計画を里親に提示するに当たっては、里親に対し、自立支援計画の内容を十分に説明し、共通認識を得なければならない。
- 4 児童相談所長は、里親に対して、自立支援計画に従って受託児童の養育を行わせなければならない。

(里親が行う児童の養育)

第12条 児童相談所長は、里親が、最低基準および前条の自立支援計画に基づき、児童を誠実に養育するよう指導、助言等を行う。

- 2 児童相談所長は、里親が、児童相談所長から養育に必要な情報の提供を受け、および指導、助言等を求めることにより、受託児童の養育内容の向上に努めさせる。
- 3 児童相談所長は、里親が、児童の養育について、研修を積極的に受講するなどにより、養育の質の向上に努めさせる。
- 4 児童相談所長は、里親が、受託児童の養育の状況に関する記録を整備させなければならない。

(里親への指導、助言等)

第13条 児童相談所長は、里親に対し、児童福祉司等の定期的な家庭訪問等により、児童の養育に必要な情報を提供し、適宜必要な指導、助言等を行う。

- 2 児童相談所長は、児童の養育に関して必要な指導、助言等を行ったにもかかわらず、里親がこの指導、助言等に従わない場合は、区長に意見を添えて報告するものとする。
- 3 児童相談所長は、委託児童が児童相談所に相談しやすいよう、連絡先の教示など体制の整備に努める。

(里親への支援)

第14条 区長は、里親が行う養育の内容が常に維持、向上されるよう、里親への必要な支援を行う。

- 2 児童相談所長は、里親または委託児童につき、その状況を把握し相談に応じるとともに、関係機関等と連携し必要な支援を行う。

(里親への研修)

第15条 区長は、里親の資質と養育内容の向上を図るため、体系的に研修を行うものとする。

(里親同士の相互交流の促進)

第16条 児童相談所長は、所管区域の里親同士の相互交流を促進するよう、定期的に交流会等を行うとともに、里親会と緊密な連絡を保ちその取組に協力する。

(制度の周知)

第17条 児童相談所長は、本制度に関する広域的な広報活動を行う場合は、施設長、都区市町村、児童委員、学校、里親会その他関係団体に対してもその協力を求めることとする。

2 児童相談所長は、日常業務等を通じて、制度の周知及び里親の開拓に努めるものとする。

(関係自治体との関係)

第18条 区長は、他の自治体に居住する里親に児童を委託しようとする場合または他の自治体から区内に居住する里親への児童の委託を依頼された場合には、当該児童の福祉を最優先して、他の自治体と協働して適切に対応する。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本制度の運営について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から適用する。

	養育家庭	専門養育家庭	親族里親	養子縁組里親
里親申込者の基本要件	(1) 品川区内に居住していること。 (2) 心身ともに健全であること。 (3) 児童の養育についての理解および熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。 (4) 里親制度が社会的養護であることを理解し、「里親が行う養育に関する最低基準」(平成14年厚生労働省令第116号)を遵守するとともに、児童相談所等関係機関と協働すること。 (5) 児童の養育に関し、虐待等の問題がないと認められること。 (6) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他関係法令等が適用になること。 (7) 申請者および申請者と起居を共にする者が、次の各号のいずれかに該当していないこと。 ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者 イ 児童福祉法および児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制および処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待または被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者 (8) 経済的に困窮していないこと、かつ、原則として世帯の収入額が生活保護基準を上回っていること。(養育家庭(親族)は除く。) (9) 品川区が実施する認定前研修の課程を修了していること。	(1)から(8)まで養育家庭に同じ。 (9) 養育家庭として通算して3年以上の委託児童の養育経験がある者または児童養護施設若しくは乳児院で直接処遇職員として通算して3年以上従事した経験がある者であること。 (10) 品川区が実施する専門養育家庭研修の課程を修了していること。 (11) 申請者のうちどちらかが委託児童の養育に専念できること。	(1)から(7)まで養育家庭に同じ。 (8) 委託児童の扶養義務者およびその配偶者である親族であること。 (9) 次の全ての要件を満たすよう保護児童の養育を受託することに同意していること。 ア 両親その他児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できないこと。 イ 申請者である親族が、親族里親制度によらず当該児童を養育する場合、当該親族が経済的に困窮し、生計を維持することが困難となってしまう状況にあること。 (10) 品川区が実施する認定前研修の課程を修了していること。	養育家庭に同じ。

	養育家庭	専門養育家庭	親族里親	養子縁組里親
家庭および構成員の状況	(1) 家庭生活が円満に営まれていること。 (2) 申請者と起居を共にする者は、児童の受託について十分な理解を有するものであること。 (3) 申請者と起居を共にする者のうち、日常生活をする上で申請者となる者が特別に対応しなければならない者がいないこと。 (4) 申請者は、配偶者がいない場合には、児童を適切に養育できると認められ、かつ、起居を共にし、里親の養育支援者として児童の養育に関わることができる、20歳以上の親族等がいること。ただし、養育支援者がいない場合であっても、児童を適切に養育できると認められる特段の事情があるときはこの限りではない。(養育家庭(親族)は除く。) (5) 申請者が要保護児童の親族である場合は、親族里親の(4)の要件を満たすこと。	(1)から(4)まで養育家庭に同じ。	(1)から(3)まで養育家庭に同じ。 (4) 申請者は、配偶者がいない場合には、原則として20歳以上の親族等と起居を共にし、またはこれらの者が近接地に居住し、児童の受託について十分な理解を有していること。	(1)から(3)まで養育家庭に同じ。 (4) 申請者は、原則として25歳以上であり、婚姻していること。ただし、夫婦の一方が25歳に達していない場合は、その達していない者は20歳に達していること。
家庭・家屋および居住地の状況	申請者の家庭および住居の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当なものであり、住居の広さ、間取りについては、実子および委託児童の年齢、性別、人数や家族の構成に応じた適切な環境が確保されることが見込まれること。	養育家庭に同じ。	養育家庭に同じ。	養育家庭に同じ。
受託動機	(1) 申請の動機が児童の最善の福祉を目的とするものであること。 (2) 委託児童との養子縁組を目的としないものであること。	養育家庭に同じ。	申請の動機が児童の最善の福祉を目的とするものであること。	(1) 養育家庭に同じ (2) 委託児童との養子縁組を目的とするものであること。

第1号様式（第5条関係）

里親調査書（認定・再登録・登録更新・内容変更）

[illegible]

《家庭生活について》（夫婦関係・親子関係・実子の生育の状態等）

《申請者宅の環境》（地域環境、住宅状況、地域社会の関係）

《里親を希望する動機》（調査者からみた本人の動機を記入）

《受託する児童に対する養育方針》

（申請者や養育支援者が申込書に記載した「児童とどのように関わり、養育したいか」を具体的に記入）

《家族・親族の理解度》

《特に記載を必要とするもの》

《品川区児童相談所 家庭調査 年 月 日実施》

児童相談所評価

調 査 者

児童相談所長の意見

児童相談所長名

【二重登録用】里 親 調 査 書（認定・再登録・登録更新・内容変更）

申請者①氏名	養子縁組里親と養育家庭の二重登録 1 新規 2 養子縁組里親（主）に養育家庭（副）を追加	里親番号
申請者②氏名		認定年月日 年 月 日
《申請者①について》 両親： 兄弟・姉妹： 生育歴（学歴・職歴、現在の職業等）： 健康状態（既往症・手術・服薬している薬等）： 趣味嗜好： 申請者②からみた申請者①： その他（日本国籍以外の場合の国籍、資格等）：		
《申請者②について》 両親： 兄弟・姉妹： 生育歴（学歴・職歴、現在の職業等）： 健康状態（既往症・手術等・服薬している薬等）： 趣味嗜好： 申請者①からみた申請者②： その他（日本国籍以外の場合の国籍、資格等）：		

《家庭生活について》（夫婦関係・親子関係・実子の生育の状態等）

《申請者宅の環境》（地域環境、住宅状況、地域社会の関係）

《主たる種別として養子縁組里親を希望する動機》（調査者からみた本人の動機を記入）

《二重登録として養育家庭を希望する動機》（同上）

《養子縁組里親として受託する児童に対する養育方針》
（申請者や養育支援者が申込書に記載した「児童とどのように関わり、養育したいか」を具体的に記入）

《養育家庭として受託する児童に対する養育方針》（同上）

《家族・親族の理解度》

《特に記載を必要とするもの》

《品川区児童相談所 家庭調査 年 月 日実施》

児童相談所評価

調 査 者

児童相談所長の意見

児童相談所長名

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様
様

品川区長 印

里親認定取消通知書

下記のとおり 年 月 日付で児童福祉法第6条の4の規定による里親
（養育家庭・専門養育家庭・養子縁組里親）としての認定を取り消したので通知します。

記

- 1 里親氏名
- 2 里親氏名
- 3 住所
- 4 認定・登録番号

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様
様品川区長 

里親認定および登録消除通知書

年 月 日付で行った里親の認定および 年 月 日付で行った登録については、児童福祉法第34条の20第2項および児童福祉法施行規則第36条の44第1項第3号の規定により、里親の認定および登録を消除しましたので通知します。

- 1 認定および登録消除の理由
- 2 認定および登録を消除した里親の種類

里親認定・登録事項等に関する届

品川区長 あて

氏名

氏名

下記のとおり（登録の更新・登録事項の変更・登録取消（休止）・再登録・認定取消）を
したいので届け出ます。

記

共通	里親種別	養育家庭 ・ 養子縁組里親 ・ 専門養育家庭 ・ 親族里親		
	里親登録番号	・ ・ ・		
更新		※別紙「家庭の状況」を提出		
登録事項の変更	変更年月日	年 月 日		
	変更事項	☐ 住所(転居)	※住民票、自宅付近案内図、別紙「家庭の状況」を提出	
		☐ 電話番号	(変更後の電話番号：)	
		☐ 居室の増減	※別紙「家庭の状況」(太枠内記載)を提出	
		☐ 里親の職業	(変更後の内容：)	
		☐ 同居人の増	※別紙「家庭の状況」(太枠内記載)を提出	
		☐ 同居人の減	(減となる者の氏名：)	
		☐ 希望児童年齢	(変更後の内容：)	
		☐ 希望児童性別	(変更後の内容：)	
		☐ 受託希望期間	(変更後の内容：)	
		☐ レスパイト受入れの可否	(変更後の内容： 可 ・ 否)	
		☐ 一時保護委託受入れの可否	(変更後の内容： 可 ・ 否)	
		☐ その他	具体的内容を記載してください。	
登録取消(休止)	取消(休止)期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	取消(休止)理由			
再登録	再登録年月日	年 月 日		
認定取消	認定取消理由			
		二重登録から単独登録への変更 有		

届出の対象となる里親種別に○をつけ、届出事由の該当欄に記載等をお願いします。

上記のほか、①里親の休職・休業、起業、就学等があった場合、②里親の入院等、健康状態の大きな変化が生じた場合、③親族の介護・看護の必要が生じた場合には、必ず品川区児童相談所へご一報ください。

第5号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様
様

品川区長



里親登録取消通知書

年 月 日に届出のありました里親認定・登録事項等に関する届について、下記のとおり里親登録の取消を行いましたので、通知します。

記

1 登録内容

里親種別	
認定・登録番号	
里親氏名	
里親氏名	
現住所	

2 登録取消期間

3 備考

令和 年度 養育家庭自立支援計画（小学生以下）

自立支援計画（第1片：児童の状態）

→主に親担当が記載

児童氏名	(男・女)	計画作成日	令和 年 月 日
生年月日	平成 年 月 日生 令和	学校名等	学校・幼・保 学年
児童福祉司、児童心理司 (子供担当児相)	・ ()	養育家庭名（児相） 委託年月日	・ () 令和 年 月 日
里親担当（児相、里親支援機 関、フォスタリング機関等） ※訪問者	()	通称名の使用（使用 の有無や児童の意 向、今後の予定等）	
措置理由			支援 措置 有・無
養育家庭委託理由			
児童が抱 える課 題、障害 の程度、 養育上特 に留意す べき点	(1)委託前		
	(2)委託後～ 現在		
	(3)今後の見通し (対応方法)		
真実告知の状況 生い立ちの整理の今後の予定			
実親に関する児童の考え			
健康	通院状況		
	最近かかった病気 やかかりやすい病 気		
	健康に関して里親 や児童が気にして いること、気になる こと		
前年度に養育家庭から提出さ れた養育状況報告書に関する 児相の意見等			

「秘密の保持」 里親は、正当な理由なく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

「自立支援計画の遵守」 里親は、児童相談所長があらかじめ当該里親並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聞いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならない。

平成14年厚生労働省令第116号「里親が行う養育に関する最低基準」より

自立支援計画 （第2片：支援の計画）

長期的な支援目標		
親子関係の調整・指導		（ 交流の 有 ・ 無 ）
（親子交流が有の場合） 里親にお願いしたい親子交流 にあたっての支援		
実親が支援に関して希望して いること		
生活の目標に関する児童の意 向と生活の自立に関する取組		
地域との 連携 （現状、 本人の意 向、今後 の計画 等）	学校や学習に関す ること	
	遊び・交友関係・ 習い事・社会性等 の現状	
	区市町村（子供家 庭支援センター） からの情報等	
	社会資源の 利用・活用	
この1年の支援目標 と関係者によるこの1年の支 援内容		〈児童相談所による支援〉 〈里親による支援〉 〈里親支援専門相談員による支援〉

令和 年度 養育家庭自立支援計画（中学生以上）

自立支援計画（第1片：児童の状態）

→主に親担当が記載

児童氏名		(男・女)	計画作成日	令和 年 月 日	
生年月日		平成 年 月 日生 令和	学校名等	学校・幼・保 学年	
児童福祉司、児童心理司 (子供担当児相)		・ ()	養育家庭名（児相） 委託年月日	・ () 令和 年 月 日	
里親担当（児相、里親支援機 関、フォスタリング機関等） ※訪問者		()	通称名の使用（使用 の有無や児童の意 向、今後の予定等）		
措置理由					支援 措置 有・無
養育家庭委託理由					
児童が抱 える課 題、障害 の程度、 養育上特 に留意す べき点	(1)委託前				
	(2)委託後～ 現在				
	(3)今後の見通し (対応方法)				
真実告知の状況 生い立ちの整理の今後の予定					
実親に関する児童の考え					
健康	通院状況				
	最近かかった病気 やかかりやすい病 気				
	健康に関して里親 や児童が気にして いること、気にな ること				
前年度に養育家庭から提出さ れた養育状況報告書に関する 児相の意見等					

「秘密の保持」 里親は、正当な理由なく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

「自立支援計画の遵守」 里親は、児童相談所長があらかじめ当該里親並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聞いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならない。

平成14年厚生労働省令第116号「里親が行う養育に関する最低基準」より

自立支援計画 （第2片：支援の計画）

長期的な支援目標		
親子関係の調整・指導		（ 交流の 有 ・ 無 ）
実親が支援に関して希望していること		
生活の目標に関する児童の意向と生活の自立に関する取組		
地域との連携 （現状、本人の意向、今後の計画等）	学校や学習に関すること	
	遊び・交友関係・習い事・社会性等の現状	
	社会資源の利用・活用	
措置解除後に関する児童の意向（進学・就職の希望、どこで生活をしたいか等）		
自立に向けて児童が頑張れたこと、今後の課題		（頑張ったこと） （今後の課題） ☐ ☐
上記自立に向けた課題に対し、関係者がどのように支援を行うか。		〈児童相談所による支援〉 〈里親による支援〉 〈里親支援専門相談員による支援〉 〈自立支援相談員による支援〉
この1年の支援目標と関係者によるこの1年の支援内容		〈児童相談所による支援〉 〈里親による支援〉 〈里親支援専門相談員による支援〉 〈自立支援相談員による支援〉

児童氏名

「養育状況報告書」は、令和 年 月 日（親担当が記入）までに、児童手当の収支状況とともに親担当まで送付してください。

養育状況報告書（表）（この1年間を振り返って記入してください）

※ 養 育 家 庭 記 入 欄					
成長の記録		受託時の身長	c m	体重	kg
		現在(1月時点)の身長	c m	体重	kg
心がけて いること (生活上 の配慮)	衣食住について				
	礼儀 言葉遣い 思いやり等				
	自立に向けた働きかけ ※小学生以下は 経済観念を身に 着けさせるため 留意しているこ と等				
	子供との関係性 で気をつけてい ること ※里親それぞれ (若しくは養育 支援者)と子供 との関わり方				
	その他				
真実告知、生き立ちの整理について気になること、里親として取組んでいること					

「記録の整備」 里親は、委託児童の養育の状況に関する記録を整備しておかなければならない。
「都道府県知事への報告」 里親は、都道府県知事からの求めに応じ、次に掲げる事項に関し、定期的に報告を行わなければならない。

- 一 委託児童の心身の状況
- 二 委託児童に対する養育の状況
- 三 その他都道府県知事が必要と認める事項

平成14年厚生労働省令第116号「里親が行う養育に関する最低基準」より

児童氏名

「養育状況報告書」は、令和 年 月 日（親担当が記入）までに、児童手当の収支状況とともに親担当まで送付してください。

養育状況報告書（裏）（この1年間を振り返って記入してください）

※ 養 育 家 庭 記 入 欄	
委託児童の日常生活や学校での様子、交遊関係、その他委託児の様子や成長等について感じること	
養育上の気づき、喜び、里親をしてよかったことなど	
養育上の困りごと	
児童相談所への要望	
自由意見	

報告書記載日	令和 年 月 日	記入者氏名
--------	----------	-------

「記録の整備」 里親は、委託児童の養育の状況に関する記録を整備しておかなければならない。
「都道府県知事への報告」 里親は、都道府県知事からの求めに応じ、次に掲げる事項に関し、定期的に報告を行わなければならない。

- 一 委託児童の心身の状況
- 二 委託児童に対する養育の状況
- 三 その他都道府県知事が必要と認める事項

平成14年厚生労働省令第116号「里親が行う養育に関する最低基準」より